

小山広域保健衛生組合障害者活躍推進計画

令和 5 年3月31日

任命権者 小山広域保健衛生組合 管理者

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の規定に基づき、小山広域保健衛生組合における障害者活躍推進計画を策定します。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年4月 1 日から令和 10 年3月31日までの5年間とします。
なお、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 当組合における障害者雇用に関する課題

当組合においては、職員総数が 30 名程度の小規模な機関であり、法定雇用障害者数は 0 名であるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておりません。

中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者になった者をいう。)として身体障害者になった職員が若干名在籍することもあり、その都度個別の対応を行っておりますが、今後障害者の採用見込みもないため組織的な体制整備は特段行っておりません。

3 目標

(1) 採用に関する目標

職員採用にあたっては、障害者を差別することなく、能力本位の採用を行います。

(2) 定着に関する目標

なし

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員に周知します。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

ア 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、

負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行います。このとき、必要に応じて労働局等の関係機関に相談を行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

イ 中途障害者について、円滑な職務復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。

ウ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととします。

(ア) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。

(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。